

令和7年度岡山県福祉サービス第三者評価調査者研修事業委託に係る仕様書

1 事業の目的

岡山県福祉サービス第三者評価機関に評価調査者として所属予定の者を対象に養成研修を、また岡山県福祉サービス第三者評価機関に所属の評価調査者を対象に継続研修をそれぞれ実施する。養成研修は福祉サービス第三者評価の理念や考え方、調査に関しての評価の具体的な方法や技術の習得を、また継続研修は評価調査者に対して3年に1回の受講を義務付け、評価調査者としての継続的なスキルアップを図ることをそれぞれ目的とする。

2 事業の内容等

上記1の目的を達成するため、次のとおり業務を行う。

(1) 養成研修の実施

- ア 受講対象者は、岡山県福祉サービス第三者評価機関に評価調査者として所属予定の者とし、10名前後の人数を想定する。
- イ 研修は集合形式により1回実施し、会場は受講者が参集しやすい場所とする。
- ウ 研修の内容は別添1「福祉サービス第三者評価調査者養成研修カリキュラム」に準拠したものとし、適切な講師を選定する。
- エ 研修開催要項を作成し受講者の募集や受付等を行うとともに、研修に必要なテキスト、機材を準備する。
- オ 研修当日の運営・進行を行い、終了後、受講者にアンケートを行う。
- カ その他、研修の実施・運営に必要な一切の業務を行う。

(2) 継続研修の実施

- ア 受講対象者は現評価調査者（養成研修修了者）とし、10名前後の人数を想定する。
- イ 研修は集合形式により1回実施し、会場は受講者が参集しやすい場所とする。
- ウ 研修の内容は別添2「福祉サービス第三者評価調査者継続研修カリキュラム」に準拠したものとし、適切な講師を選定する。なお、上記(1)ウと共通的内容もあることから、必要により養成研修との合同実施も可とする。

※その他、上記(1)エ、オ及びカと同。

3 委託契約期間

契約年月日から令和8年3月15日まで

4 留意事項

- (1) 業務実施においてやむを得ず必要経費が委託限度額を超える見込みの場合、受講者から研修資料等に係る実費相当分として受講料を徴収して差し支えない。ただし、一人あたり受講料は養成研修 20,000 円（税込）、継続研修 10,000 円（税込）を上限とし適切な額とすること。
- (2) 受講者の個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 業務において作成した資料等の著作権は全て県に帰属すること。
- (4) 業務実施について疑義が生じた場合、県と協議を行うこと。
- (5) 事業完了後、14 日以内に事業完了報告書・事業収支計算書等の事業完了に係る資料を県に提出すること。

5 問合せ先

岡山県子ども・福祉部指導監査課法人・介護事業者班

TEL 086-226-7917

FAX 086-226-7919

福祉サービス第三者評価調査者養成研修カリキュラム

区分	研修科目	目的	内 容
基礎的研修課程Ⅰ	1. 第三者評価の理念と基本的な考え方	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。また、医療機能評価や、ISO 等、関連分野における評価制度の動向及びその考え方に関する講義を行う。
	2. 第三者評価の全体像	第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	岡山県が行う第三者評価事業の目的や制度の概要に関する講義を行うとともに、本研修の位置付け等について解説を行う。
	3. 評価調査者の役割と倫理	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。
基礎的研修課程Ⅱ	4. 第三者評価基準の理解と判断のポイント	岡山県が使用する第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。	福祉サービス第三者評価基準（共通評価及びサービス内容評価）の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する。
	5. 利用者調査の方法等について	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	第三者評価における利用者調査の位置付けや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。
演 習	6. 書面（事前）審査の着眼点	書面（事前）審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	書面（事前）審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。
	7. 訪問調査の着眼点	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。
実 習	8. 実習Ⅰ	実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うことによって具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	「協力施設（事業所）」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	9. 実習Ⅱ	実習Ⅰの内容を受けて、第三者評価結果の取りまとめについて具体的な手法を習得する。	訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価結果を取りまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。
総 括	10. まとめ	実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等について改めて理解を深める。	各分科会にて取りまとめた実習の成果を発表し、講師が講評を行う。特に、取りまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項を改めて整理する。

福祉サービス第三者評価調査者継続研修カリキュラム

区分	研修科目	目的	内 容
全 体	1. 第三者評価の実施状況と課題	都道府県における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	都道府県における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題及びその対応について講義を行う。あわせて福祉制度の動向について解説を行う。
	2. 演習	実際の評価調査者としての取組みをふり返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取組みについてグループワークを行う。
	3. 講評・まとめ	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等について改めて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。特に、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢を改めてふり返る。